

令和2年度 第7回 総会議事録

十津川村農業委員会

1. 開催日時 令和3年3月5日（金） 9時00分～10時15分
2. 場 所 十津川村役場 第2会議室
3. 出席者 12名
1：向峯 周和 2：増谷 周三 3：中 精一
4：杉本 扇一 5：玉置 久美 6：温井 正吾
7：坂口 ひろみ 8：山本 享子 9：平瀬 肇万
10：弓場 耕一郎 11：岡田 亥早夫 12：上垣 豊
4. 欠席委員 なし
5. 事務局 事務局長：浦 誠 事務局：敷地 浩樹、岸上 拓夢
6. 産業課 課長：馬場 健一
7. 議事録署名委員 2：増谷 周三 6：温井 正吾
8. 議 案 議第18号 非農地判断について

議事内容

浦事務局長

皆様、おはようございます。ただいまから第7回十津川村農業委員会総会の方を開催させていただきます。それでは、平瀬会長よろしく申し上げます。

平瀬会長

改めまして、おはようございます。今日は足元悪い中、全員出席いただきましてありがとうございます。またか、と言わんようにして欲しいんですけど、ちょっとだけコロナの話ですが、最近テレビ見ていると、だいぶ感染者が減ってきたようでございますが、こんな田舎でもマスクしてなかったら変な目で見られるような感じで、世知辛い世の中だなと感じています。皆さん協力して終息を待つばかりでございます。

さて、本日は議案の中で見慣れない議案があるかと思いますが、非農地の審議ということで、また事務局から詳細にわたって説明をいただくこととしまして、総会を始めたいと思います。

馬場課長

改めまして、おはようございます。今、会長言われていましたように、コロナウイルスの方も、奈良県内の発症数減ってきましたが、まだまだ予断を許さないということで、東京の方も緊急事態宣言が2週間延長という形になってきております。国内で言いますと、ワクチンが4月以降接種という話で動いているのですが、県内でも色んな情報が飛び交っております。ワクチンの量が少なく、5月以降になるのではないかという情報もあります。正確な情報が分かり次第、行政の方も村民の皆様にお知らせしようかなと形になっております。こういう密を避けるというような対策ももう少し続くのかなと思いますが、よろしく願いいたします。本日も密になっているかもしれませんが、短い時間で終われるように慎重審議、よろしく願いいたします。

平瀬会長

ありがとうございました。それでは、本日は、最初に申し上げましたように全員出席ということで、総会は成立しております。

また、本日の議事録署名委員は、増谷委員と温井委員をお願いいたします。異議ございませんか。

一 同

異議なし

平瀬会長

それでは議案に入ります。議第18号の非農地判断について、事務局より説明をお願いします。

事務局敷地

それでは議第18号、非農地判断についてということで、下記農地について、「農地法の運用について」第4(4)及び十津川村農業委員会が定める「非農地判断事務処理要綱」に基づき、非農地として判断するの議案でございます。対象農地について、読み上げさせていただきます。

番、畑、694㎡、番、畑、69㎡、番、畑、320㎡、こちら3筆の所有者がさんです。

次に、番、田、175㎡、番、田、244㎡、番、畑、998㎡、番2、畑、6.61㎡、

番、畑、23㎡、番、田、39㎡、番、畑、347㎡、番、畑、307㎡、番、畑、195㎡、番、畑、833㎡、番、畑、99㎡、番1、畑、499㎡、番1、畑、680㎡、番、畑、76㎡、番、畑、161㎡、こちら15筆の所有者がさんです。

次に、番、畑、138㎡、番、畑、175㎡、こちら2筆の所有者がさんです。田畑の内訳としましては、田が3筆、458㎡、畑が17筆で5,620.61㎡です。合計いたしまして、20筆の6,078.61㎡です。以上です。

平瀬会長 ありがとうございます。それでは、現地調査の状況について、地区担当の山本委員に説明をお願いします。

山本委員 3月1日に、事務局と現地調査を行いました。
今回、非農地判断の対象とさせていただく場所は、大字の地区の旧国道のさんのところから上にある農地20筆です。
農地の所有者は、事務局より説明のあったとおり、さん、さん、さんの3人です。

土地は、全体的に草が生い茂っており、山林化しているところもあります。

周りに耕作しているところは一切なく、非農地化しても影響はありません。

農地に復元して利用することが困難な土地ですので、非農地としていただきますようお願いいたします。

なお、詳細につきましては、図面や上空写真がありますので、事務局から説明させていただきます。

平瀬会長 ありがとうございます。説明いただきましたことについて質問ございませんか。

一同 質問なし

平瀬会長 無いようですので、事務局より詳細の説明をお願いします。

事務局敷地 それでは図面の方、説明させていただきます。
1枚目が公図で、緑が畑、水色が田、オレンジが宅地になります。
2枚目がドローンで撮った上空写真で、撮影日は1月28日になります。

3枚目は、上空写真では写っていない山林化している箇所の写真です。それでは、詳細説明させていただきます。

先ほど、山本委員から説明がいただきましたように、大字の地区の旧国道のさんのところから上にある農地20筆です。

農地の所有者は、さん、さん、さんの3人です。土地は、上空写真を見ていただいても分かりますように、全体的に原野

化しており、[]番、[]番、[]番、[]番、[]番、
[]番、[]番、[]番は、山林化しています。

該当土地の周辺には、耕作しているところは一切なく、非農地化しても影響はないと判断されます。

農地法の運用についての制定（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産経営局長・農村振興局長連盟通知）第4の（2）に基づき、農地に該当するか否かの判断で、（4）のAで「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」及び、（4）のイで「その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができない」と見込まれるものです。よって、非農地判断して問題がないものと考えます。

平瀬会長 ありがとうございます。今この3枚に渡って説明いただきましたが、質問ございませんか。

向峯委員 []さんところはもう住んでいないんですか。

浦事務局長 ドローンの写真を見ていただきましたら、右手の方の[]番、[]番、[]さんというのがあると思うのですが、これが[]さんのお家でございます。亡くなられたご主人の名義のまま残っています。今の家というの言いますのが、左下の[]さんの[]番、その横に[]さんの[]番、[]番の隣に[]さんと書いているのが分かりますでしょうか。ここで今おられます。

この図面で、[]番と[]番、[]番にお名前入れさせていただいていますが、この2人の方の土地につきましては、最初から原野です。

平瀬会長 3枚目の写真見ていただいたら分かるように、こんなところ多いです。畑と地目はなっているけど、行ってみたら杉や檜やら立っているとか多いです。

浦事務局長 3枚目が[]番の田んぼなんですけど、この田んぼの場所は、公図で見ても少し離れていると思うんです。場所的にどこかといいましたら、前に[]組さんが生コンの砂の選別をしたかと思うのですが、トラックを回転させるのに広場あったかと思いますが、その谷を上がっていったところにあります。

杉本委員 航空写真の緑じゃないところってたまに草刈りとかしてるんですか。

事務局敷地 刈ってはないです。獣に掘り起こされていると思います。

向峯委員 冬場、ススキが枯れて沈んだ時期にドローン飛ばして貰ってるんで、よく分かりますね。この前、西川でも飛ばしてもらったんですが、中には入っていけないので、よく分かりました。

平瀬会長 今回、初めての非農地判断ということですが、[]の旧道の橋を渡った

ら、ここがまっすぐ見えますので、また見てもらったら思います。
他に質問ございませんか。

一 同 質問なし

平瀬会長 それでは非農地判断について、原案のとおり承認するとのことによろしいでしょうか。

一 同 異議なし

平瀬会長 ありがとうございます。それでは承認させていただきます。非農地とさせていただきます農地につきましては、非農地判断事務処理要綱に基づきまして、所有者及び各関係機関へ通知させていただきます。
ありがとうございます。本日の議案は以上です。

その他

- ・令和3年産米の生産数量の目安について
- ・農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について

10時15分終了

議事録署名委員

⑩

⑩